

第一号議案

令和8年度 定期総会開催・会則改正・ 新役員選出に関する件

1. PTA定期総会の開催は、定期総会資料を小手指中学校ホームページ内に掲載することにより、会員は招集されたものとみなす。

2. 会則改正（案）

第15条

3 部員は事業部を運営するのに必要な人数、支部長は7名選出する。
学校職員は部員となる。

第22条 会費は年2,400円とし、原則として一括納入するものとする。
既納の会費は転出・退会等の理由にかかわらず返金しない。

第23条 年度途中で転入・入会した者の会費は入会月から当該年度末まで
月額200円で月割り徴収し、転入時に当該年度の入会を希望しない
場合は次年度からの入会を選択できる。

第24条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3. 各号議案に対する異議が会員数の3分の1を超えない限り、各号議案は承認されたものとする。

各号議案に異議がある場合は、5月18日(月)17時までに総会資料内
「各議案の審議につきまして」に記載のメールアドレスに連絡することとする。

4. PTAは新役員を選出し、支部長は本部役員が兼務する。
また、実施可能な範囲でPTA活動を行うものとする。